

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（追加分）のご案内

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（追加分）（1世帯あたり7万円）は、住民税非課税・所得割非課税世帯や令和5年1月以降に家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり7万円

給付金の支給時期

伊方町が確認書（または申請書）を受理した日から3週間後が目安です。
※ただし、書類に不備があった場合、支給時期が遅くなる場合があります。

支給対象と申請の有無

令和5年12月1日において、町の住民基本台帳に記録されている者で、次のいずれかに該当する世帯

世帯全員が令和5年度
「住民税非課税または所得割非課税」
の世帯

令和5年1月以降の収入が減少し、世帯全員が
「住民税非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

伊方町から確認書が届きます
（要提出）

提出期限：令和6年4月30日（火）

※一部申請が必要な場合があります。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和6年2月1日（木）
～令和6年4月30日（火）

【申請書配布先】伊方町役場 保健福祉課、
瀬戸支所、三崎支所、町見出張所

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税非課税または所得割非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、伊方町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、保健福祉課又は各支所等に**提出してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②世帯の中に住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいないか など



世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に保健福祉課又は各支所等に、直接または郵送でご提出ください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税非課税水準以下であることを指します。

(一例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安 単身の場合：93万円以下、配偶者・子(1人)を扶養している場合137.8万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに保健福祉課又は各支所等に、直接または郵送でご提出ください。



! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



本給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

伊方町役場 保健福祉課 地域福祉係



0894-38-0217 受付時間 平日 8:30~17:15